

## 平成29年度熊本県国際交流活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に基づき、本県の国際交流活動を推進するため、熊本県国際協会に対し交付する熊本県国際交流活動支援事業補助金の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。  
2 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、平成29年9月30日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第3条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式

平成 2 9 年度熊本県国際交流活動支援事業補助事業計画書

(単位 : 円)

事業名	事業内容	事業費	補助金額
	合 計		

別記第2号様式

平成29年度熊本県国際交流活動支援事業補助事業変更計画書

(単位：円)

事業名	事業内容	事業費	補助金額
		(*変更前)	
		(*変更後)	
	合 計		

※ 変更前の金額と、変更後の金額が分かるよう、2段書きで記入してください。